

(別添)

## 贈与等報告書の閲覧に関する事項

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第13条第3項及び「観光庁職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」（平成20年10月1日観総第10号-8）第6第3項の規定に基づき、次のとおり定める。

### （閲覧手続）

第1 贈与等報告書の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとする。

### （閲覧請求）

第2 閲覧者は、別記様式第3の贈与等報告書閲覧請求書に氏名、住所、電話番号、メールアドレス、閲覧を希望する贈与等報告書の対象期間その他必要な事項を記入し、閲覧請求先アドレスあてに、電子メールにて請求を行うものとする。

2 閲覧者は、贈与等報告書の閲覧にあたっては、以下の行為であって事実誤認をさせるような不当な行為と認められるものをしてはならない。

- ・ 閲覧に供された贈与等報告書及びその情報の編集、加工、改ざん等
- ・ 閲覧に供された贈与等報告書の第三者への提供（SNSその他インターネット上の掲示板等への投稿等を含む。）
- ・ 閲覧に供された贈与等報告書の複写及び複製（スクリーンショット、写真撮影等を含む。）
- ・ その他、公序良俗に反すると認められる行為

### （閲覧方法）

第3 贈与等報告書は、電子メールを利用して閲覧に供するものとする。

2 閲覧者への贈与等報告書の送付は、原則として閲覧請求のあった日の翌日から起算して5営業日以内に行うものとする。ただし、閲覧請求の内容に不備があった場合等やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

### （インターネットを利用した閲覧手続に係る留意事項）

第4 閲覧者は以下の点に留意するものとする。

- ・ インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及びメールアドレス

(別添)

レスを持ち、PDFファイルの受信及び閲覧ができることを前提とする。

- ・ 閲覧請求の内容に不備が確認された場合は、贈与等報告書閲覧請求書に記載された連絡先に照会を行った上で閲覧に供する。

(その他)

第5 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合は、以下の手続により閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

贈与等報告書の閲覧場所は、観光庁内の会議室その他の室とする。

(2) 閲覧日及び閲覧時間

贈与等報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

(3) 贈与等報告書の持ち出し禁止

閲覧者は、閲覧する贈与等報告書を（1）に定める閲覧場所以外に持ち出ししてはならない。

(4) 贈与等報告書の取扱い上の注意

閲覧者は、閲覧する贈与等報告書を丁重に扱うものとし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

また、贈与等報告書の複写及び写真撮影をしてはならない。

(5) 閲覧手続・方法

閲覧者は、別記様式第4の贈与等報告書閲覧者記録簿に氏名、住所、電話番号、閲覧を希望する贈与等報告書の対象期間その他必要な事項を記入し、観光庁総務課の担当者から贈与等報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、贈与等報告書を速やかに返却するものとする。

閲覧の実施に際しては、観光庁総務課の担当者が立ち会うものとする。

(6) その他の遵守事項

(1) から (5) までに定めるもののほか、閲覧者は、国土交通省庁舎の管理に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第65号）に基づき執られた措置に従うものとする。

(違反時の閲覧中止等)

第6 観光庁総務課の担当者は、この定めに違反する者に対し、当該違反する行為を中止又は是正させ、また、贈与等報告書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。